

# 事務局資料

令和 7 年 8 月

経済産業省GXグループ

# 指定再資源化製品の指定について

- 指定再資源化製品として、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスを指定。

## <指定の考え方>

指定要件	電源装置	携帯電話用装置	加熱式たばこデバイス
①政策的な必要性 ・レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性） ・リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性） ・リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化の必要	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り
②技術的・経済的な対応可能性 ・再資源化する技術が存在 ・販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人 J B R C（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可

# 生産量又は販売量の要件について

- 勧告・命令の対象となる生産量又は販売量の要件について、以下のとおり定めることとしたい。

指定再資源化製品	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件	考え方
電源装置	千台	現行資源法（指定再資源化製品（リチウム蓄電池）を部品として使用する製品）において、電源装置の場合、1000台が要件となっている。
携帯電話用装置	一万台	現行資源法（指定再資源化製品（リチウム蓄電池）を部品として使用する製品）において、携帯電話用装置の場合、1万台が要件となっている。
加熱式たばこデバイス	三十万台	主要加熱式たばこ商材メーカー3社（シェア約9割）をカバーする水準。

# 制度の点検の方向性

- 2026年4月1日の改正資源法施行後も、本委員会での議論を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを実施していく。点検の方向性は以下のとおり。

## ✓ 対象製品：

- 電気掃除機・電気かみそりについては、易解体性設計によりリチウム蓄電池を取り出しての回収を促進する方針であり、その回収の促進や易解体性設計の追求に係る取り組み状況等について、今後、定期的に経過観察を行い、その状況等を踏まえつつ、指定の必要性を検証することとする。
- ハンディファン等その他のリチウム蓄電池使用製品については、リサイクル現場等における火災事故の原因調査の結果等を踏まえつつ、製品の流通実態の把握等を行い、指定に係る検討を行うこととする。